

四月七日 辭決

二 事業主側

- (1) 名 稱 安井木工株式會社
- (2) 本社並工場所在地 足立区千住曙町三十七番地
- (3) 代表者 庄所 氏名 庄所前同
- (4) 事業ノ種類 家具製造 氏名 安井雄四郎
- (5) 資本金 一萬円 (松江一万円)
- (6) 企業系統 十、
- (7) 使用労働者 機械部 一、 塗工部 五、
如工部 二、 計 四、
- (8) 労働賃銀 最高二百四十円、 最低 八十円、 平均一百四十円
- (9) 退取手当制度並福利施設ノ有無 十、
- (10) 事業主団体ノ係 十、

四 労働者側

- (1) 労働者參加者 十九名 (如工部員)
- (2) 労働者參加者中組合加盟者並其ノ組合名 参考者全員加盟 関東木材産業労働組合

五 兼生原因

従業員間ニ在リテハ最近ノ物価騰貴ニ依リ生活ハ益々困難ニ爲リタリトテ賃銀値上ヲ穿テ協議中ナリシカ三月二十日別記ハ數額書ヲ作成シ會社側ニ提出セルニ依リ

六 経過

一 従業員代表井出章千代外二名ハ三月二十七日會社ヲ訪問シ社長ニ面會ヲ求メタルモ不在ノ爲メ別記數額書ヲ工場長村松仙次ニ提出數額ノ上詳去セリ

二 會社内ニ在リテハ親工層ハ會社休用団体ノ勤怠ニ對シ殊甚ク注意ヲ松ヒタルカ會社側ノ經濟狀態係甚クト稱シ値